

流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化を図ることのできる住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、住宅用省エネルギー設備の普及を図り、もって、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽の光を電力に変換する設備であって、低圧配電線と逆潮流（太陽光発電設備から低圧電線に電気が流れることをいう。）有りで連携するものをいう。

(2) エネルギー管理システム（HEMS） 家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの可視化を図り、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもののうち、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

(3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。

(4) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータその他の電力変換装置を備え、電力を繰り返し蓄え、停電時又は電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものをいう。

(5) V2H充放電設備 電気自動車等の充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものをいう。

(6) 太陽熱利用システム 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循

環させるものをいう。

(7) 断熱窓 住宅における熱の流出入を抑制する効果のある断熱性能が高い窓をいう。

(8) 住宅 生活の用に供する戸建ての住宅若しくは集合住宅又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これらに類するものに供する部分とが併用されている戸建ての住宅若しくは集合住宅をいう。

(9) 住宅用省エネルギー設備 住宅に設置することができる太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備、太陽熱利用システム及び断熱窓をいう。

(10) 既存住宅 住宅用省エネルギー設備の設置に係る工事を着工する日の前日までに当該設備を設置する住宅に係る建築工事が完了している住宅をいう。

(11) 新築住宅 既存住宅以外の住宅をいう。

(12) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（補助金の交付対象事業）

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）

は、毎年度、当該年度（その年度の末日が、流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）である場合には、その直前の市の休日でない日の翌日から当該年度の末日までの期間を除く。以下同じ。）に実施した次に掲げる事業をいう。

(1) 市内に存する住宅に、別表第1に定める要件を満たした未使用の住宅用省エネルギー設備（以下この項において「未使用の省エネ設備」という。）を自らの生活の用に供するために設置する事業（市長がやむを得ないと認める場合を除き、その着工の日及び完了の日が同一の年度（4月1日から3月31日（同日が市の休日である場合には、その直前の市の休日でない日）までをいう。）に属するものに限る。）

(2) 自らの生活の用に供するための未使用の省エネ設備（断熱窓を除く。）が設置された新築住宅を市内において新築し、又は市内に存する当該新築住宅を購入する事業（当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。）

2 前項の規定に関わらず、当該年度の前年度に実施した太陽光発電設備の設置に係る補助事業については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、電気事業者と当該太陽光発電設備により発電した再生可能エネルギー電気に係る特定契約（以下「特定契約」という。）を締結した日から6月を経過する日又は同年度の翌年度の末日のいずれか早い日（同日が市の休日である場合は、その直前の市の休日でない日。以下「経過措置期限」という。）までの間補助事業とみなす。

3 第1項第1号に定めるもののほか、断熱窓の設置に係る補助事業にあっては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 既存住宅の居室（専ら居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する部屋であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。）に設置すること。

(2) 一の居室の外気に接する全ての窓に設置すること。

(3) 設置の前後において窓の大きさ及び形状の変更を行わないこと。ただし、既存の窓に合致する大きさの窓がない等の場合は、この限りでない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施した者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 第6条の規定により補助金の交付を申請する日において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 前年度の本市の市民税を滞納していない者

(3) 補助事業の対象となる住宅に自ら居住している者であって、当該住宅に設置した住宅用省エネルギー設備を自らの生活の用に供するもの

(4) 住宅用省エネルギー設備の購入及び設置工事に係る費用（以下「設置費」という。）を負担し、当該設備を所有する者（集合住宅に設置する断熱窓にあっては、専ら当該断熱窓を使用する権利を有

する者)

(5) 住宅用省エネルギー設備を設置することについて、第三者の所有する住宅に居住している場合にあっては、当該住宅を所有する第三者の同意、集合住宅の共用部分に住宅用省エネルギー設備を設置することに管理組合の集会の決議が必要となる場合にあっては、当該管理組合の集会の決議が得られている者

(6) 流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもない者

2 前項に規定するもののほか、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる設備ごとの要件を満たすものとする。

(1) 住宅用省エネルギー設備（家庭用燃料電池システム（エネファーム）及びV2H充放電設備を除く。）を市内の事業者（事業所が流山市内に所在するものをいう。以下同じ。）から購入し、及び市内の事業者設置させている者

(2) 太陽光発電設備については、特定契約を締結していること。

（交付申請）

第5条 補助の対象となる経費は、設置費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とする。

2 補助金の額は、設置費から国の補助金その他の収入額を控除した額とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる住宅用省エネルギー設備の種類に応じ、同表の右欄に定める額を上限とする。

3 補助金は、住宅用省エネルギー設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する当該設備の設置にあっては1戸に1回）に限り交付する。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる設備ごとに、当該各号に掲げる契約を新たに締結している者については、新たに補助金を交付することができる。

(1) 太陽光発電設備 電気の需給に関する契約及び特定契約

(2) 住宅用省エネルギー設備（太陽光発電設備を除く。） 電灯契約

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施した当該

年度の末日（第3条第2項の規定により補助事業とみなされる場合にあっては、経過措置期限）までに、流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅用省エネルギー設備の製品名及び別表第3に掲げる設備の種類に応じ、同表に定める値が確認できる書類の写し
- (2) 住宅用省エネルギー設備の設置工事の着工の日及び完了の日（住宅用省エネルギー設備が設置された住宅を新築し、又は購入する場合にあっては、当該住宅の引渡しの日）が確認できる書類の写し
- (3) 住宅用省エネルギー設備の各設置費が確認できる書類の写し
- (4) 申請をする者の住民票の写し（住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (5) 前年度の本市の市民税の納税証明書（市民税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (6) 住宅用省エネルギー設備の設置状況が確認できる写真
- (7) 住宅用省エネルギー設備を設置することについて、第三者の所有する住宅に居住している場合にあっては、当該住宅を所有する第三者の同意、集合住宅の共用部分に住宅用省エネルギー設備を設置することに管理組合の集会の決議が必要となる場合にあっては、当該管理組合の集会の決議が得られていることが確認できる書類
- (8) 補助事業について国の補助金その他の収入額がある場合は、当該国の補助金の確定額その他の収入額が確認できる書類の写し
- (9) 太陽光発電設備を設置した場合は、特定契約を締結したことを証する書類の写し
- (10) 太陽光発電設備を設置した場合であって、かつ、エネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合は、次のいずれかの書類
 - ア 交付申請時にエネルギー管理システム（HEMS）を設置している場合は、同設備が第2条第2号の規定に該当することを証明できる書類の写し及び同設備の機器の型番が確認できる保証書の写し又は写真
 - イ 交付申請時に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している

場合は、同設備が第2条第4号の規定に該当することを証明できる書類の写し及び同設備の機器の型番が確認できる保証書の写し又は写真

(11) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した場合であつて、かつ、太陽光発電設備を設置している場合は、当該太陽光発電設備が第2条第1号の規定に該当することを証明できる書類の写し及び次のいずれかの書類

ア当該太陽光発電設備の機器の型番が確認できる保証書の写し
イ当該太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真
ウ売電していることが確認できる書類の写し

(12) 既存住宅に太陽光発電設備又は断熱窓を設置した場合は、当該住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定している検査済証の写し又は固定資産課税明細書の写し等の当該住宅が既存住宅であることが確認できる書類の写し

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書（別記第3号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金のあるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(交付決定を受けた者の協力)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、住宅用省エネルギー設備を設置した効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求め

ることができる。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、当該年度に設置（太陽光発電設備については、前年度中に設置し、当該設備の特定契約を締結した日から6月以内に申請した場合を含む。）した住宅用省エネルギー設備について適用する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

住宅用省エネルギー設備の種類	住宅用省エネルギー設備等の要件
太陽光発電設備	次の要件のいずれかを満たすものとする。 (1) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの (3) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	国が平成 25 年度以降に実施する家庭用燃料電池システム（エネファーム）に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が平成 25 年度以降に実施する定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
V2H 充放電設備	国が平成 25 年度以降に実施する V2H 充放電設備

	に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。
太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品として認定を受けたものであること。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。
断熱窓	国が令和元年度以降に実施する断熱窓に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。

別表第2（第5条関係）

住宅用省エネルギー設備の種類	補助金の上限額
既存住宅に設置する太陽光発電設備	公称最大出力の値に2万5千円を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と10万円のいずれか低い額（交付申請時に太陽光発電設備を設置する既存住宅に、エネルギー管理システム（HEMS）を設置している場合にあつては当該額に2万円を、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合にあつては当該額に5万円を加算した額）
新築住宅に設置する太陽光発電設備	公称最大出力の値に1万5千円を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と6万円のいずれか低い額（交付申請時に太陽光発電設備を設置する新築住宅に、エネルギー管理システム（HEMS）を設置している場合にあつては当該額に1万円を、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合にあつては当該額に5万円を加算した額）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	5万円

ム)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	10万円（交付申請時に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅に太陽光発電設備を設置している場合にあっては、当該額に5万円を加算した額）
V2H充放電設備	5万円
太陽熱利用システム	5万円
断熱窓	断熱窓の設置費を4で除して得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と8万円のいずれか低い額

備考

- 1 公称最大出力の値とは、太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の規格その他国際的な規格に規定されている公称最大出力の値（キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。
- 2 断熱窓の設置費とは、一の補助事業において設置する全ての断熱窓の設置費の合計額をいう。
- 3 太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムを併設した場合の加算については、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する当該設備の設置にあっては1戸に1回）に限り交付する。

別表第3（第6条関係）

太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	発電出力
定置用リチウムイオン蓄電システム	蓄電能力
太陽熱利用システム	集熱面積

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

申請者 住所
氏名
電話番号

流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書

流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付を受けたいので、流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設 置 住 所		
住宅等の所有者氏名		
申請者の生年月日	年 月 日	
補助対象設備の種類 ※未使用品であって該当する設備に☑	<input type="checkbox"/> ①太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> ②家庭用燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> ③定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> ④V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> ⑤太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> ⑥断熱窓	
太陽光 発電設 備設置 の場合	エネルギー管理 システム（HE MS）の併設に ついて該当する ものに☑	<input type="checkbox"/> 併設している。 <input type="checkbox"/> 併設していない。
	住宅の種類等 ※該当する住宅 等に☑	<input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅

	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値	キロワット (小数点以下第3位は四捨五入)	
太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合	<input type="checkbox"/> 両設備を併設しており、両方又は一方の設備の交付申請を行う。		
補助金交付申請額	円 (千円未満は切捨て)		
工事着工日 (既存住宅)	年 月 日	複数の設備について申請する場合は、それぞれの設備について、その他付記欄に記載すること。	
工事完了日 (既存住宅)	年 月 日		
引渡し日 (新築住宅)	年 月 日		
私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、 同意します・同意しません (いずれかに○を付けてください。) (自署) 氏名			
私の市税の納付状況について市長が公簿等により確認することに、 同意します・同意しません (いずれかに○を付けてください。) (自署) 氏名			
その他付記欄			

第2号様式（第7条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定（申請
却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市住宅用省エネルギー設備設置
補助金の交付については、次のとおり決定したので、流山市住宅用省エネルギー
設備設置補助金交付規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 不可

交付を不可とした理由

2 交付決定額 円

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

請求者 住所
氏名
電話番号



流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書
年 月 日付け流山市指令第 号 で交付決定通知のあった
流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金について、流山市住宅用省エネルギー
設備設置補助金交付規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 請求額 _____ 円
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状（任意様式）が必要です。

別紙 1

事業結果報告書

1 補助金申請額の内訳

設備	補助金申請額
太陽光発電設備（エネルギー管理システム（HEMS）の設備も含む）	円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
V2H 充放電設備	円
太陽熱利用システム	円
断熱窓	円
太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムの併設	円
合 計	円

2 設置設備の仕様等

太陽光発電設備

太陽電池モジュール	製造者名	
	型式	
	公称最大出力 合計値	キロワット (小数点以下第3位は四捨五入)
パワーコンディショナー	製造者名	
	型式	
	公称最大出力 合計値	キロワット (小数点以下第3位は四捨五入)
補助の対象となる経費		円
	(内消費税)	円
購入事業者	(所在地) 流山市	
	(事業者名)	
申請時にエネルギー管理システム（HEMS）を設置している際はその機器の制御に係る装置（コントローラ等）	製造者名	
	型式	
申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム（交付申請を	製造者名	

行わないもの)を設置している	型式	
----------------	----	--

家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名		
発電ユニットの品名番号		
貯湯ユニットの品名番号		
発電出力	キロワット	
補助の対象となる経費	円	
	(内消費税)	円
購入事業者	(所在地)	
	(事業者名)	

定置用リチウムイオン蓄電システム

登録日 (注1)		
メーカー名 (注1)		
パッケージ型番 (注1)		
蓄電容量 (注1)	キロワットアワー	
補助の対象となる経費	円	
	(内消費税)	円
購入事業者	(所在地) 流山市	
	(事業者名)	
申請時に太陽光発電設備(交付申請を行わないもの)を設置している	製造者名	
	型式	

V2H充放電設備

製造者名		
型式		
補助の対象となる経費	円	
	(内消費税)	円
購入事業者	(所在地)	
	(事業者名)	

太陽熱利用システム

製造者名	
型式	
集熱面積	
補助の対象となる経費	円
	(内消費税) 円
購入事業者	(所在地) 流山市
	(事業者名)

断熱窓

登録日 (注2) (注3)	
メーカー名 (注2) (注3)	
SII 登録型番 (注2) (注3)	
製品名 (注2) (注3)	
補助の対象となる経費	円
	(内消費税) 円
購入事業者	(所在地) 流山市
	(事業者名)

注1：一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

注2：一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団の登録内容を記入すること。

注3：補助金の交付申請を行う居室の設置した全ての断熱窓について記入すること。

※補助金は、住宅用省エネルギー設備の種類ごとに、一の住宅につき一回に限ります。